



山田こうじです！

2025年12月21日

NO.361

事務所：西院上花田町36-3

電話：222-3728

携帯：090-3970-4701

山田こうじ共産党 検索

右京区社会保障推進協議会第21回総会

分断ではなく、つながり
あきらめない運動

12月13日、午後2時から京建労右京センターで開催されました。右京区社会保障推進協議会の総会が開催され参加し、討論しました。

17団体25名が参加し、市会議員の山田こうじが登壇しました。

総会では、全京都生活と健康を守る会の田中章一理事長の学習講演が行われました。

生活保護基準の大幅な引き下げは憲法25条の生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えた「いのちのとりで裁判」の上告審判決で、最高裁は今年の6月27日、保護基準引き下げを「違法」とする初の統一判断を示しました。2014年から全国29都道府県で1027人が

裁判長が判決を読み上げると、法廷の傍聴席の支援者から安堵のため息が聞かれました。最高裁前では、弁護団が「司法は生きていった」「勝訴」と書かれた紙を掲げました。集まった原告、支援者らは大きな歓声を上げました。

たたかうなかでの「画期的判決」です。

司法は生きていったよ

最高裁判所は厚生労働省が保護基準引き下げで、世間的な石油穀物価格の高騰で物価が上昇した特異な年下落率4・78%を使った恣意的な処理を行いました。また、地デジ化でテレビの買い替え需要が高まり、テレビやパソコンなど価格が大幅に下落していました。

下落率の高いテレビやパソコンの消費需要が増えた一般所帯と同じ消費動向として計算し算出したのが「デフレ調整」でした。

デフレ調整は社会保障審議会の生活保護基準部会などによる検討を経ておらず、専門的知見の裏付けを認められないといし、生活保護法違反だと認定しています。

ところが、厚生労働大臣は、最高裁判決を受けてもなお原告への謝罪を拒否し、保障しようとしていません。それどころか原告との協議に応じようとせず、新たな減額を行おうとしています。新たな減額改定を行うことは、法律で禁じられていました。紛争の蒸し返しに

当たり、許すことはできません。

原告を含むすべての生活保護利用世帯に対し、現行の水準均衡方式（一般所帯の7割程度の消費）ではなく、所得下位10%層を比較・均衡の対象にした「ゆがみ調整」を再実施し、

「デフレ調整」に代わる新たな減額をしようとしています。更に、原告について「特別給付金」を出し、他の利用者と差をつけようとしています。この様な対策は、訴訟の敗者である厚生労働省が、最高裁判所による勝訴判決の効力を全く無視するものであり許すことはできません。

再減額改定を行うことは、違法に不利益変更するものではありません。加えて、原告を押し付け、分断を煽る政治を変え、だれもが自分らしく生きられる社会を！



まいどおきこ

NO.348

山田こうじです！

物価高騰が暮らしを直撃しています。政府は1月28日、「総合経済対策」の裏付けとなる2025年度補正予算を閣議決定しました。重点支援地方交付金は、前年の3倍の予算規模とされ、本市においては20億円程度が想定されます。

12月特別市会が招集され、22日に議案が発送され、26日までの会期です。給食費の無償化、水道料金の減免、中小企業への賃上げ支援、医療・介護・保育・障害福祉施設等への物価高騰対策支援等緊急に求めました。

健康で文化的
最低限度の生活を

生活保護世帯の8割は高齢者世帯と重度の障害・傷病世帯であり、本件訴訟に立ち上がった1027名の原告のうち2割を超える232名以上が亡くなっています。命あるうちに早期全面解決を求めるべきではありません。

せん。

せん。

せん。

張りましょ！

過去の経験と前回の議論